

令和5年度(2023年度)ODA評価(第三者評価)実施案件【終了】

令和6年(2024年)4月
大臣官房 ODA 評価室

評価分類	評価案件	業務委託先	評価主任	アドバイザー	開発の視点からの評価レーティング(注1)		
					妥当性(注2)	結果の有効性	プロセスの適切性
【政策レベルの評価】 国別評価	タイ国別評価	株式会社国際開発センター(IDCJ)	湊 直信 国際通貨研究所客員研究員	藤村 学 青山学院大学経済学部教授	極めて高い	極めて高い	極めて高い
	バングラデシュ国別評価	アイ・シー・ネット株式会社	西野 桂子 関西学院大学総合政策学部教授	池田 恵子 静岡大学グローバル共創科学部教授	極めて高い	高い	高い
	エジプト国別評価	学校法人早稲田大学	稲田 十一 専修大学経済学部教授	九門 康之 国際通貨研究所客員研究員	高い	一部課題がある	高い
【政策レベルの評価】 課題別評価	難民及び難民受入れ国支援の評価	株式会社国際開発センター(IDCJ)	大野 泉 政策研究大学院大学政策研究科教授	大橋 正明 恵泉女学院大学名誉教授	高い	高い	一部課題がある
【プロジェクトレベル(事業レベル)の評価】 外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価	平成26年度対ヨルダン無償資金協力「地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力」	株式会社アンジェロセック	桑名 恵 近畿大学国際学部教授		高い	高い	
	平成28年度対ヨルダン無償資金協力「経済社会開発計画」				高い	高い	

(注1)レーティング: 極めて高い/高い/一部課題がある/低い。外交の視点からの評価についてはレーティングを行わない。

(注2)政策の妥当性(政策レベルの評価)/計画の妥当性(プロジェクトレベルの評価)。なお、プロジェクトレベルの評価については、令和2年度に実施した「外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価についての分析・評価手法の分析」の結果を踏まえ、令和3年度から、開発の視点と外交の視点とを統合し、「外交的な重要性」にかかる検証項目は「計画の妥当性」に、「外交的な波及効果」にかかる検証項目は「結果の有効性」に含めている。

タイ国別評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任: 湊直信 国際通貨研究所客員研究員
 - ・アドバイザー: 藤村学 青山学院大学教授
 - ・コンサルタント: 株式会社国際開発センター
- 評価対象期間: 2018 年度～2022 年度
 評価実施期間: 2023 年 5 月～2024 年 2 月
 現地調査国: タイ



日本の支援で建設されたノンスー中央駅。ODA で建設されたことを示すプレートが構内に掲示されている。

評価の背景・対象・目的

インドシナ半島の中心に位置し、南シナ海とインド洋の両海に面するタイは、地政学的に重要な位置を占めている。日本とタイは、政治、経済、文化など幅広い分野で緊密な関係を築いており、特に経済面において非常に強い結びつきを有し、2022 年には両国首脳間で、幅広い分野で両国関係が進展していることを踏まえ、両国関係を「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げすることで合意し、協力を更に強化することを確認した。一方、タイは中進国入りしたものの、持続的な発展のためには、持続可能な開発目標(SDGs)に沿って、産業分野の人材育成、産業の高付加価値化を見据えた研究開発の能力強化、質の高いインフラ整備、治水・防災対策の推進及びエネルギー・環境・気候変動対策といった課題がある。また、援助国でもあるタイと、開発パートナーとして、両国の強みを活用した協力を展開することは、中進国に対する開発協力のモデル構築の観点からも効果的である。

本評価は、タイに対する近年の日本の政府開発援助(ODA)政策や重点分野に基づく支援を評価することにより、2024 年度に改定予定である対タイ国別開発協力方針の立案や実施のための提言や教訓を得ること、また、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすことを目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

日本の対タイ ODA 政策は、タイの開発政策・開発ニーズ、日本の上位政策、国際的な優先課題とそれぞれ整合している。日本、及び主要援助国・機関は、タイを戦略的パートナーと位置付け、タイの 20 年國家戦略(2018～2037 年)に従って遂行されている國家經濟社会開発 5 年計画に沿った支援政策を策定し、「充足經濟の理念に基づき、安全、繁榮、持続可能な先進国となる」という國家目標の達成を共に目指している。さらに、東南アジア諸國連合(ASEAN)、及びメコン地域において中心的役割を担っているタイにおいて、ASEAN 連結性の向上、及び地域内の格差是正に關係する支援が計画されている点から、日本の地域政策との整合性が高い。加えて、日本の長年のソフト面からハード面までの援助実績とトップドナーとして構築された信頼關係を踏まえ、タイと協力して行う第三國支援が計画された点、インフラ整備、産業人材育成、研究能力強化、環境・気候変動、社会保障などの日本が知見と經驗を有する分野において事業が計画・実施された点、多様なスキーム・アクター(有償、無償、技プロ、個別専門家派遣、協力隊派遣、科学技術、研修事業、民間連携事業、日本 NGO 連携無償、草の根技術協力など)が活用された点において、日本の比較優位性を活かした政策である。以上より政策の妥当性は「極めて高い」と判断した。

(評価結果:極めて高い)

(2) 結果の有効性

援助実績(インプット)及びアウトプット(人材育成の人数やインフラの構造物など活動の結果)は計画どおりに実現したことが確認できた。いったん計画したらその計画どおりに実施されており、これが現地の援助実施機関からよく聞かれた「日本に対する高い信頼」に結びついていると肯定的に評価できる。具体的な成果(アウトカム)として、鉄道駅及び地下鉄のハード・ソフトの支援による交通輸送能力の量的・質的

拡大などの成果はたいへん満足できるし、理工系人材を中心とした産業人材の育成の量的・質的な成果もたいへん満足できる。また、デジタル化などの新しい課題への対応支援も行われており、第三国研修(日本が支援してタイ援助機関が実施する周辺国向け研修)は今後ますます重要性が高まると思われる。モニタリング評価などに若干の課題はあるがほぼ満足できる。これらの成果と重要性を総合的に判断すると結果の有効性は「極めて高い」と評価できる。

(評価結果:極めて高い)

(3)プロセスの適切性

開発協力方針の内容は現在に至ってもタイ側のニーズと一致しており、タイと日本の関係機関・省庁との関係は良好である点を踏まえると、現行の援助政策の策定プロセスは適切であったと言える。援助実施プロセスに関しては、要望調査において効率性を高める工夫がなされているほか、プロジェクト実施中は合同調整委員会(JCC)を設置して定期的なモニタリング・評価を行うなど、日本とタイが協働で案件管理を行っている点は適切である。現地で訴求効果の高いソーシャルメディアを選択・活用した広報活動を積極的に行っていることも高く評価できる。また、中進国であるタイに対する ODA の特性として、ODA が民間企業や自治体との共同事業に発展するケースが確認された。タイと日本が連携する形での周辺国向けの借款事業など、新たな取組も進行中であり、中進国に対する ODA の在り方に対する示唆となり得る。したがって、実施プロセスは「極めて高い」と判断した。

(評価結果:極めて高い)

*(注)レーティング: 極めて高い/高い/一部課題がある/低い

● 外交の視点からの評価

(1)外交的な重要性

外交的な重要性という観点から、タイは、ASEAN/メコン地域の安定や発展において中心的な役割を果たしており、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現においても、地政学的に重要な位置にある。日本とタイは長期にわたり友好的な関係を築いており、タイ政府及び他の援助機関からは、日本の開発協力に対する高い評価が寄せられている。タイで実施される開発協力は、タイの経済社会発展のみならず、タイに進出する日本企業、ひいては日本の経済発展に貢献していると言える。このように、日本とタイの相互の協力関係を維持し、発展させることが日本の国益にとっても極めて重要であると言える。

(2)外交的な波及効果

外交的な波及効果という観点からは、日本は第三国研修というスキームを通じ、タイを通じて周辺国への援助を実施しており、ASEAN 諸国からの参加者がタイで技術研修を受け、日本の知識や経験を習得するという波及効果が生じている。さらに、二国間関係においても、多くの要人が日本を訪れ、日本の開発協력에感謝の意を表明していることから、両国の信頼関係の強化に一定程度貢献していると言える。タイは特定の国への過度な依存を避け、バランスを保つ外交姿勢をとっているが、重要な局面では日本を頼る傾向があることが指摘されている。このように、日本の開発協力がタイや周辺国にも波及効果をもたらす、タイと日本の友好関係の維持に貢献している。

評価結果に基づく提言

- (1) 新興ドナーとなる中進国支援の新しい在り方を検討する。
- (2) 広報の在り方を改善する。
- (3) 第三国研修のモニタリング評価を改善する。
- (4) タイへの今後の開発協力の方向性:より良いガバナンス実現に向けた支援を強化する。

(了)

Bangladesh 国別評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任:西野 桂子
関西学院大学 総合政策学部 総合政策研究科 教授
- ・アドバイザー:池田 恵子 静岡大学 グローバル共創科学部 教授
- ・コンサルタント:アイ・シー・ネット株式会社

評価対象期間:2018年度～2022年度

評価実施期間:2023年4月～2024年2月

現地調査国: Bangladesh 人民共和国



写真:全国送電網整備事業: Bangladesh 全域における変電所及び送電線の new 設・増設

(出典: JICA、ODA 見える化サイト)

評価の背景・対象・目的

外務省は、外務省組織令と開発協力大綱に基づき ODA 評価のうち、政策やプログラム・レベルの評価の一環として国別評価を実施している。 Bangladesh に対する近年の日本の援助政策や重点分野に基づく支援を評価することにより、今後の日本の対 Bangladesh 援助政策の立案や実施のための提言や教訓を得ることを目的として、 Bangladesh 国別評価を実施する。また、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たす。

過去5年間(2018～2022年度)の日本の Bangladesh に対する援助政策及び同政策に基づく支援を基本的な評価対象とする。具体的な評価対象案件については、外務省と調査チームが調整した結果、以下のように選定した。

すなわち、最新の Bangladesh の事業展開計画(2020)に記載された事業に加え、当該事業展開計画に記載されていない、「2018年度の終了案件」及び「2021、2022年度」に採択された案件を評価対象事業とする。さらに、評価期間や評価リソースの制約に鑑み、上記の評価対象事業のうち重要度の高いものを「主要事業」として抽出し、特にインプット・アウトプットやアウトカムの発現状況を詳細に確認した。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

評価期間に実施された事業は、日本の上位政策(開発協力大綱と国別開発協力方針)、 Bangladesh の展望計画と五か年計画に示された同国や国民の開発ニーズ、さらには、MDGs/SDGsほか国際的な優先課題のいずれの視点から見ても整合性は非常に高い。また、実施機関や他ドナーへの聞き取りにより、実施事業における日本の比較優位性の高さも明確に確認された。

(評価結果: 極めて高い)

(2) 結果の有効性

日本の ODA が主要ドナーの一つとして Bangladesh の社会・経済発展に寄与していることには疑いがない。特にインフラ分野、電力及び運輸セクターでの貢献は大きい。また、人間開発分野では、教育・保健分野における日本の貢献度の高さがドナーへの聞き取りで確認された。事業展開計画に記載された他分野の事業の実績も押しなべて良好である。

評価項目別にみると、 Bangladesh 支援におけるインプットは必要とされる分野に適切に投入されており、アウトプットもおおむね期待された成果が実現し適切であった。さらにアウトカム(各事業の目標)もおおむね期待した成果が実現している。

(評価結果: 高い)

(3)プロセスの適切性

国別開発協力方針など援助政策は、相手国や関係者との豊富な意見交換を通じて策定されており、そのプロセスは適切である。政策実施プロセスも、相手国のニーズの把握度合い、事業レベルでの緻密なモニタリングの実施状況などからみて適切である。援助実施体制には特に問題がなく、他ドナー、国際機関、民間、NGOなど多様な援助主体ともよくコミュニケーションを取り、連携が取れている。さらに、事業実施においても相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫がなされている。

(評価結果: 高い)

*(注)レーティング: 極めて高い/高い/一部課題がある/低い

● 外交の視点からの評価

(1)外交的な重要性

日本の対バングラデシュ支援は、MDGs/SDGsとの関連性が強く、国際社会においても重要性の高い支援である。日本の過去50年にわたる支援は、バングラデシュの発展に貢献しており、最大の二国間開発パートナーとしての評価を受け、二国間関係は極めて親密である。また、バングラデシュ政府のテロに対する厳しい姿勢は在留邦人の安全確保につながっており、近年実施されている日本の技術協力も両国民の安全に寄与している。

(2)外交的な波及効果

日本の継続的なバングラデシュへの支援は、同国による国際社会における日本への支持や連帯という形で便益につながっている。また、各種事業の実施によるさまざまなレベルでの両国間の人材交流は、事業自体の成功とも相まってバングラデシュ国内での日本への親近感や友好的感情の醸成に寄与している。さらに同国に対するODA事業は、日本の平和・安全及び日本国民の安全確保に貢献し、日本経済への波及効果をもたらしている。

評価結果に基づく提言・教訓

<提言>

- (1)低所得層がより厚く裨益し、全国民が受益可能な経済成長を加速するため、質の高い経済基盤の拡大・整備を継続するとともに、経済成長に伴う産業・雇用の高度化・多様化を支援する。
- (2)中央省庁におけるコミットメントとオーナーシップの強化と地方への展開の基盤強化(システムと予算の手当て)により、中央レベルでの行政能力・システムの強化という成果を全国に普及させる。
- (3)より積極的に女性のエンパワーメントを通じたジェンダー格差の縮小に向けた貢献ができるよう、案件形成段階でジェンダー平等の達成に貢献する方向で活動内容を精査し、モニタリングを強化する。とりわけ、雇用やガバナンス分野における女性のエンパワーメントを強化する。
- (4)プログラムの評価の導入は有意義であり、かつ可能である。また、実際の評価にあたって、プログラムのスコープを日本の「事業展開計画」の協力プログラムに限定せず、各ドナーが参加するセクター・プログラムをとりあげることも効果的である。今後はプログラムの計画段階で分野ごとのToC (Theory of Change) を作成し、当該分野における個々の案件の位置付けを確認し、指標を策定するなど、手法の更なる開発・発展が望まれる。

<教訓>

- (1)質の高いインフラ建設と質の高い保守能力による施設の長寿化
- (2)受益者が利用しやすい包括的な女性の経済的エンパワーメント支援
- (3)都市部の道路と地方の道路の連結による相乗効果の発揮
- (4)日本のNGOとJICA事業の連携による相乗効果の発揮
- (5)小規模農家への融資と技術指導による支援による農家収入の拡大

(了)

エジプト国別評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者

評価主任: 稲田十一 専修大学経済学部教授

アドバイザー: 九門康之 国際通貨研究所客員研究員

コンサルタント: 学校法人早稲田大学

評価対象期間: 2018年度～2022年度

評価実施期間: 2023年6月～2024年2月

現地調査国: エジプト



大エジプト博物館(GEM)入口

評価の背景・対象・目的

エジプトは、国際海運で極めて重要な位置を占めるスエズ運河を有する。アジア、アフリカ、欧州の結節点として地政学的要衝に位置し、中東・アフリカ地域全体の平和と安全のため、政治・経済面で重要な役割を果たしている。よって、海外との貿易、エネルギー確保が重要な日本にとって極めて重要なパートナー国である。

本評価は、2018～2022年度の日本の対エジプト政府開発援助(ODA)政策及びそれに基づく支援を評価し、今後の日本の対エジプト ODA 政策の立案や実施のための提言や教訓を得るとともに、評価結果の公表を通じて、国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性(評価結果: 高い)

検証項目1: 日本の上位政策との整合性

日本の対エジプト支援政策は国別援助計画(2008)で掲げた重点支援分野(持続的成長と雇用創出の実現、貧困削減と生活水準の向上、地域安定化の促進)、国別開発協力方針(2020)で掲げた重点支援分野(持続的経済成長の促進、社会的包摂の促進、教育・人材育成と地域協力の促進)のいずれも、基本方針である持続的な国家開発の基盤づくりを支援してきたという点で整合している。

検証項目2: エジプトの開発政策・ニーズとの整合性

日本の対エジプト支援政策は、持続的開発戦略 2030(SDS2030)で掲げられた中長期の目標・重点政策、すなわち、環境、経済、社会の3重点分野と整合している。一方、民間セクターや貿易分野ないしガバナンス分野への協力支援は相対的に低い。日本の支援の重点分野は持続的な国家開発の基盤づくりを支援するという大目標であり、エジプト側の経済成長を中心とする開発ニーズに沿っている。

検証項目3: 国際的な優先課題との整合性・他ドナー支援との関連性

SDS2030は持続可能な開発目標(SDGs)と対応しており、国際開発目標との整合性も認められる。実施機関が計画・経済開発省と協力して SDS2030 の策定やモニタリングを実施することにより政策ニーズの把握と対応がなされている。日本はエジプトで援助国会合ないし類似の会議体において在エジプト日本大使館経済班及び JICA エジプト事務所、JBIC ドバイ事務所から参加しており、経済協力開発機構(OECD)加盟国や一部の中東ドナー機関とも連携を図っている。

検証項目4: 日本の比較優位性

日本の機材の比較優位性は新興国の進出によって競争力を失っている。日本が優位性を持つ技術を円借款を通じて供与すると本邦技術活用条件(STEP)制度の円滑な実施を確保するため運用方法の改善が必要である。エジプト・日本教育パートナーシップ(EJEP)など日本独自の教育支援はエジプト側で高く評価されており、日本の比較優位性が発揮されているといえる。

(2) 結果の有効性(評価結果: 一部課題がある)

検証項目1: 重点分野における日本の支援実績(インプット)

日本の対エジプト支援は、支援金額の観点から大きな貢献をしている。

検証項目 2: 開発課題ごとの日本の ODA 実績(アウトプット)

各開発課題は実現途上にありアウトプットが一部目に見える形で実現しつつある一方で、新型コロナウイルス感染症などの影響で遅延が生じ、効率性・持続性に一部課題が残る。

検証項目 3: 重点分野に対する効果(アウトカム、インパクト)

一部効果が発現しているものの、大半の事業が継続中であるため、アウトカム・インパクトについては確認できない。

(3) プロセスの適切性(評価結果: 高い)

検証項目 1: 日本の対エジプト国別開発協力方針策定プロセスの適切性

日本の対エジプト ODA 政策は、おおむね適切なプロセスを経て策定された。

検証項目 2: 日本の対エジプト ODA 実施プロセスの適切性

日本の対エジプト ODA の実施プロセスは、基本的な実施体制の整備・運営と、ニーズ把握、日本の対エジプト支援重点分野にもとづく個別案件の実施、モニタリング・評価、広報が適切に行われていた。

検証項目 3: 日本の対エジプト ODA の実施における協調・連携

開発に関わる他アクターとの協調・連携が適切に行われていた。

*(注)レーティング: 極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

エジプトの地政学的重要性は国際社会にとって顕著である。アフリカ大陸北東部に位置しつつ、アフリカ、中東、欧州諸国を結ぶ要衝にある。また、幾度の戦争を経て、エジプトはアラブ世界とイスラエルの間で最初に平和条約を結んだ国であり、中東和平にとって重要な役割を担っている。加えて、不安定な国・地域に囲まれている中で、エジプトの安定は地域の安定にとって極めて重要である。

(2) 外交的な波及効果

エジプト政府と日本政府の首脳レベルでの交流強化、日本のエジプトにおけるプレゼンスの強化、友好関係の促進には一定程度の効果をもたらした一方、両国の経済関係強化や民間企業の進出については一部課題が残る。

評価結果に基づく提言

- (1) 日本の比較優位分野へ継続的支援を実施すること
- (2) 情報公開のありかたへの工夫の必要性
- (3) 債務持続性に関するリスク管理を引き続き行う必要性
- (4) OOF を含めたオールジャパン支援による日本企業の進出環境を整えること
- (5) STEP 制度が日本企業やカウンターパートにとって使いやすいように、運用上の柔軟性を高めるべき

(了)

難民及び難民受入れ国支援の評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者（評価チーム）

- ・評価主任： 大野 泉 政策研究大学院大学教授
- ・アドバイザー： 大橋 正明 恵泉女学園大学名誉教授
- ・コンサルタント： 株式会社国際開発センター

評価対象期間： 2015 年度～2022 年度

評価実施期間： 2023 年 6 月～2024 年 2 月

現地調査国： ウガンダ、バングラデシュ



NGO を通じた支援による女性支援センターの理容・美容トレーニング。難民・ホストコミュニティの女性が共に研修を受けている（ウガンダ）

評価の背景・対象・目的

評価対象期間における日本の難民支援は、2011 年に策定された「我が国の人道支援方針」を基本として、同方針策定時には明記されなかった「人道と開発と平和の連携(HDP ネクサス)」の視点や、各種国際会議において表明してきた日本の難民支援方針に基づき実施されてきた。本評価は、これらの難民支援(国内避難民、受入れ国支援含む)に関する日本の援助政策及びそれに基づく協力を評価し、今後の難民支援関連政策の立案・実施にいかせる提言を示すことを目的とした。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

本政策は、日本の上位政策である旧開発協力大綱(2015 年)や、現場のニーズ、持続可能な開発目標(SDGs)及び「難民に関するグローバル・コンパクト(GCR)」といった国際的な優先課題と整合している。難民受入れ国の政策において難民支援に制約がある場合、被援助国の政策との整合性に一部課題があるとも言えるが、その場合は被援助国政府に受け入れられる形で本政策の現実的な実施が図られている。また、本政策は国際機関、JICA、NGOを通じた多様な援助スキームの活用や人材育成・能力強化といった日本の優位性がいかされている。 (評価結果:高い)

(2) 結果の有効性

日本の難民支援は、評価対象期間中、国際会議で表明した主なインプットを達成している。インプットの量及びタイミング共に国際的に一定のプレゼンスを示しつつ、個別事業においてもおおむねアウトプットを達成しており、総体として難民の生命、尊厳、安全の確保と自立、受入れ社会や帰還先の社会安定化に貢献してきた。一方、国際社会全体としてみれば、拡大を続ける難民危機への投入は不足しており、また HDP ネクサスの「P(平和)」への支援として、難民発生要因である紛争の解決や帰還に向けた支援も求められている。このためには、政治外交的な介入も必要である。 (評価結果:高い)

(3) プロセスの適切性

本政策の策定・実施プロセスは、おおむね適切であった。特に緊急支援において現地のニーズを的確に把握し、他ドナー間との調整メカニズムに基づき迅速に対応できる仕組みが構築されている。日本の多様な援助スキームは、HDP ネクサスの促進要因であり、多様な機関との連携などの工夫が確認された。一方、外務省本省では、難民支援を担当する部署が複数に分かれ、被援助国の難民支援全体を見据えた協議を行う機会が十分とはいえず、また、JICA や NGO の案件形成と、国際機関を通じた人道支援案件形成が別個になされている。難民支援において活用が多い補正予算による国際機関を通じた支援は、実施期間が短く、単独案件で HDP ネクサスを完結させることはできず、国際機関案件のモニタリング・情報公開が不十分であるなど、一部課題が確認された。 (評価結果:一部課題がある)

*(注)レーティング： 極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

難民受入れ負担の分担が国際的に重視されている中、日本がこの責務を果たすことは外交的プレゼンスを高めるうえで重要である。加えて、難民支援は被援助国周辺地域の安定に資するものであり、アジア、中東、アフリカ等の地域の安定は、日本の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」推進に貢献し、日本のエネルギーの安定供給や日本企業による投資の保護にもつながる。

(2) 外交的な波及効果

本評価ではケーススタディ国における訪問先全てから日本の支援に対する感謝が聞かれ、在外公館アンケートにおいても 21 公館中 15 公館から、「日本のプレゼンスの向上、日本の立場への理解・支持」や「日本の好感度向上、日本の平和と安全・繁栄、経済発展への還元等の波及効果」について具体的な理由と波及効果事例が寄せられた。例えば、ウガンダの国会において 2021 年に難民支援を含む日本の長年の協力への謝意決議が採択され、エチオピアでは日本の難民支援の対象州関係者と大使館の人脈構築や、日系企業の進出に際する好意的支援につながった等の波及効果が確認された。

評価結果に基づく提言

新フェーズを迎えた難民支援、HDP ネクサス、日本の特徴をいかした貢献を一層強化すべき

世界的な人道ニーズの増大や難民問題の長期化の中で、国際社会の責務が拡大する一方、難民対応地域における人道支援資金は減少傾向にあり、難民支援は新フェーズにきている。日本の強みである多様なスキームや開発支援をいかし、HDP ネクサスの強化に取り組むべき。

(1) 日本にとっての HDP ネクサスの明確化と、より戦略性をもった支援の実施

HDP ネクサスを実践するためには、目指すべき姿を明確化し、それを意識したスキームの選択や支援内容の策定が必要になる。将来的に人道支援方針を改定する際には、「切れ目のない支援」の更新・補足及び HDP ネクサスの意味を明記し、各国ごとにより具体的で戦略性をもった支援とすべき。事業展開計画や国別開発協力方針への反映、HDP ネクサスを意識した国際機関への補正予算拠出、より実施期間が長いスキームへの接続、難民出身地における「平和(P)」を意識した支援等が重要である。

(2) HDP ネクサスの強化に向けた、多様なアクター間の連携、及びそのための体制整備

戦略性のある HDP ネクサスの推進のために、外務省／大使館と JICA が、難民支援の全体像を踏まえた支援戦略を共に検討し、情報交換を行うための体制が現地、本省の両レベルで必要である。特に現地では、そのための担当ポストの設置がマルチ・バイ連携、NGO 連携促進のためにも望ましい。

(3) 迅速性、柔軟性ある制度運用

人道支援と開発支援の双方のスキームにおいて、基金化など早期拠出の工夫や、期間延長や支援内容の柔軟な変更、JICA 既存案件を通じた難民支援のための追加予算措置などの検討が望ましい。

(4) 生計向上支援の重視

多くの難民対応地域において、人道支援額の減少、食料支援削減は差し迫った課題である。日本は、長年の農業分野や職業訓練等の開発支援の経験をいかし、難民の生計向上、自立化に資する貢献をすべき。その際、難民を一様に捉えず、特に脆弱な人たちへの配慮を十分に行うべき。

(5) 日本の難民支援の全体像、特に国際機関を通じた支援の「見える化」

ODA による難民支援に対する国民の理解促進に加え、民間資金を呼び込むうえでも、国際機関を通じた支援や他の協力との関係を含む、日本の取組の全体像を分かりやすく広報すべき。

(6) 難民支援・HDPネクサスに関する人材育成と登用・配置

海外協力隊、国際機関、NGO 等で経験を積んだ人材のキャリア形成を支援し、難民支援担当ポストなどに登用すべき。日本の ODA 事業を通じて育成された現地人材のキャリア・アップも奨励すべき。

(7) 日本国内の難民受入れの継続・強化

第三国定住や、好事例である JICA 留学生受入れの拡大など、現在の制度を通じて、引き続き難民受入れを継続・強化しつつ、国内の難民受入れの在り方について関係省庁と検討を続けるべき。(了)

「平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力(地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力)の 評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任 : 桑名 恵 近畿大学国際学部教授
- ・コンサルタント : 株式会社アンジェロセック
- 評価対象期間 : 平成 26 年度
- 評価実施期間 : 2023 年 7 月～2024 年 2 月
- 現地調査国 : ヨルダン



血管撮影装置、X線透視撮影装置

評価の背景・対象・目的

本評価は、外務省が実施した「平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力(地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力)」(以下、「平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償」という)(供与額: 10 億円)を対象にプロジェクトレベルの評価を行い、評価結果から今後の類似案件にも活用できる提言を得ること、また、国民への説明責任を果たすことを目的として実施された。

平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償は、東日本大震災の被災地を含む地方で生産される医療機材を供与することにより、多数のシリア難民の受入れなどに伴い増加したヨルダン政府の財政負担を軽減するとともに、これら日本の地方産医療機材に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、地域経済の活性化及び被災地の復興に貢献することを目的に実施された。

評価結果のまとめ

(1) 計画の妥当性

シリア危機の影響を受け、ヨルダン政府は国家開発目標やシリア難民対応計画などにおいて、保健医療分野を重点分野の一つとして位置付けており、本案件はそれら計画において示されるニーズと合致している。また、日本政府は、平和と安定の確保のための中東地域への支援の一環として、日本の高度な医療技術を生かした協力を推進しているほか、対ヨルダン援助方針においては、保健医療分野の支援を含む「貧困削減・社会的格差の是正」を重点分野に位置づけていることから、本案件は日本政府の外交政策及び開発協力政策とも整合している。

さらに、東日本大震災から 3 年が経過した本案件実施当時、日本政府は、海外の成長市場の活力を取り込んだ日本経済の基盤の強化や官民連携による日本企業の海外展開を推進しており、本案件が日本の地方で生産された機材を供与する地方産機材ノンプロ無償として採択されたことは妥当であったと言える。

本案件の計画段階においては、要請から交換公文(E/N)締結までの間に両国政府間で供与内容の変更が合意された。それら協議記録は残されておらず、具体的な変更経緯を確認することができなかったが、本案件の計画段階における業務は外務省の経済社会開発計画(旧ノン・プロジェクト無償資金協力(以下、「ノンプロ無償」という))の標準的実施体制に基づき、標準的業務フローに沿って遅延なく遂行された。

(評価結果: 高い)

(2) 結果の有効性

本案件の実施・モニタリング段階においては、標準的業務フローに沿って問題なく業務が遂行され、資金供与は金額・時期ともに計画どおり実施された。政府間協議会において選定された要請機材は、日本の地方または東日本大震災の「特定被災区域」を主な製造地とする条件の下で、競争入札を経て調達された後、ヨルダン国内の 4 病院に納入された。そこでは、納入時の初期操作指導に加え、納入後も現地代理店による追加的なトレーニングが実施されるなど、機材の適切な使用と維持・保守管理のための主体的な取組が見られた。他方、現地報道は E/N 署名に関する内容にとどまっており、引渡し式の未実施に伴い機材納入に係る報道はされなかったところ、現地における日本の地方産機材のプロモーションには一部課題があったと言える。

本案件では、高度な維持・保守管理を必要とする一部の機材について最長 3 年間の保証期間が設定されたが、保証期間満了後もヨルダン保健省(MOH)の予算によって現地代理店との保守管理契約が更新されている。納入機材はいずれも現在に至るまで正常に稼働しており、特に低中所得層の患者を受け入れる政府病院において日常的に使用されている。

(評価結果:高い)

*(注)レーティング: 極めて高い/高い/一部課題がある/低い

評価結果に基づく提言

(1) 引渡し式の実施と効果的な広報活動

本案件では、E/N 締結に関して英語・アラビア語の両言語による現地報道がされたが、機材の引渡し式は実施されておらず、実施段階においては現地報道が一度も為されなかった。機材納入の完了は 2018 年であり、新型コロナウイルス感染症の流行以前であったことから、引渡し式の実施は可能であったと考えられる。

日本製機材のプロモーションや日本企業の海外展開を目的の一つとする経済社会開発計画(旧ノンプロ無償)においては、日本の支援に関する効果的な広報の実施が重要であり、その広報効果の発現を高めるためにも、引渡し式の確実な実施に向けた検討が為されることが望ましい。本案件のように複数回にわたって調達が行われる場合には、パッケージごとに引渡し式を実施することも考えられる。

(2) 文書記録の保存

本案件では、要請時点から E/N 締結までの間に支援内容の大幅な変更があったが、通常、E/N 締結以前の協議に関しては公文書の記録が必要とされておらず、電話やメールなどによる先方政府との日常的な意見交換の記録についても、一定期間を過ぎると破棄されることとなっている。そのため、本案件の内容に関する変更経緯や合意根拠についても、本評価調査を通じて確認できなかった。しかし、効果的な第三者評価を実施するためには、特に重大な決定や変更事項について、合意内容とその経緯を可能な限り文書として記録するとともに、その保存期間についても見直されることが望ましい。

加えて、PDCA サイクルに基づいて ODA を実施するに当たり、案件を通じて得られた成功点や改善点、反省点などを教訓として記録し、案件実施から数年が経過した後もそれらの追跡を可能にすることにより、後の案件実施にいかすことが重要である。

(了)

「平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力(経済社会開発計画)」の評価<概要>

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

・評価主任 : 桑名 恵 近畿大学国際学部教授

・コンサルタント : 株式会社アンジェロセック

評価対象期間 : 平成 28 年度

評価実施期間 : 2023 年 7 月~2024 年 2 月

現地調査国 : ヨルダン

*(注)治安対策の秘匿性の観点から、本案件に関連する写真の公開は控える。

評価の背景・対象・目的

本評価は、外務省が実施した「平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力(経済社会開発計画)」(以下、「平成 28 年度経済社会開発計画」という)(供与額: 10 億円)を対象にプロジェクトレベルの評価を行い、評価結果から今後の類似案件にも活用できる提言を得ること、また、国民への説明責任を果たすことを目的として実施された。

平成 28 年度経済社会開発計画は、日本で製造された治安対策機材を供与することにより、治安対策分野における能力向上を図り、もってヨルダンの安定化のための支援を通じた同国の経済社会開発及び日本企業の海外展開の支援に寄与することを目的に実施された。

評価結果のまとめ

(1) 計画の妥当性

本案件が実施された 2016 年は、ヨルダン国内におけるテロ事件発生件数が過去最多の年であり、同国内における治安対策への緊張が著しく高まった時期であった。シリアやイラクなどの周辺国における紛争やテロの脅威がヨルダンにも波及する中、同国政府は、憲法に基づく国家の安全保障を開発目標における重点分野の一つとし、国境治安対策の向上のための取組を強化した。かかる状況の下で計画された本案件は、治安対策に関するヨルダン政府の開発計画やニーズに整合している。

また、原油の 8 割以上を中東地域からの輸入に依存する日本は、同地域との経済面における協力に加え、安全保障を含む多層的な関係の構築を目指しており、中東和平に向けてヨルダンが穏健派として安定を維持していくよう支援することとしている。同国の平和と安定に資する支援として実施された本案件は、日本の中東外交及び対ヨルダン開発協力政策にも合致している。さらに、治安対策の強化が急務である当時の状況下において、機動性や迅速性を特徴とする経済社会開発計画を採択したことは妥当であったと言える。

(評価結果: 高い)

(2) 結果の有効性

本案件の実施・モニタリング段階においては、標準的業務フローに沿って問題なく業務が遂行され、資金供与は金額・時期ともに計画どおり実施された。政府間協議会で要請機材が確定された後、競争入札によってシステム開発のための要件定義(R/D)策定業者が選定され、実施機関/エンドユーザーとの協議を経てシステム開発が行われた。その後、システム及び機材の納入業者との契約が締結され、対象サイトへの治安対策機材の納入が円滑に実施された。

本案件では、無償資金協力の標準的な業務フローに基づき 1 年間の保証期間が設定されたが、予算確保の問題から保証期間満了後の保守管理契約の更新は行われておらず、ハード面の機材の維

持・保守管理は実施機関／エンドユーザーの技術チームが対応している。現在に至るまで大きな機材トラブルは発生しておらず、納入機材は対象の3サイトにおいて問題なく稼働している。これら機材の導入により、監視体制が強化されるとともに、担当官の業務効率が改善された。

治安対策の秘匿性に鑑み、本案件に関するいかなる情報も現地にて報道されなかったが、本案件の契約業者の治安対策機材は、ヨルダンにおいてその品質の高さで広く認知されている。また、国境設備の一貫性を確保する観点から、本案件に続いて日本のODA事業を通じた国境検問所への治安対策機材の導入が継続的に実施されていることから、ヨルダンの治安対策分野における日本のプレゼンスは高く、重要な役割を果たしていると言える。

(評価結果:高い)

*(注)レーティング: 極めて高い／高い／一部課題がある／低い

評価結果に基づく提言

(1) 維持・保守管理費の支援

本案件の納入機材は、年間に機材費の10～15%の維持・保守管理費用を要するところ、実施機関／エンドユーザーの予算の都合により、現地代理店との保守管理契約が更新されていない。機材そのものに関するハード面のトラブルには実施機関／エンドユーザーの技術チームによる対応が可能であるが、ソフト面の問題への対応には契約業者とのサポート契約が必要であると認識されている。

日本のODAは、相手国の自助努力の促進を重視する側面を有する一方で、本案件のように相手国の財政負担の軽減を目的とする場合、1年間の保証期間に限らず、一定程度の期間について維持・保守管理費用を無償資金協力の予算に含めることも検討の余地がある。

(2) 調達手続実施要領(ガイドライン)の見直し

経済社会開発計画における調達は、「ノン・プロジェクト無償資金協力に係る調達手続実施要領(ガイドライン)」(平成17年9月)に従って実施されるが、同ガイドラインが策定されてから既に20年近くが経過し、名称の変更なども生じていることから、ガイドラインを改訂の上、改めて関係者に周知する時期にあると考えられる。

(了)

令和6年度(2024年度)ODA 評価(第三者評価)実施案件

令和6年(2024年)4月
大臣官房 ODA 評価室

評価分類	評価案件	業務委託先	評価主任	アドバイザー
【政策レベルの評価】 国別／地域別評価	「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を中心とした ASEAN 連結性支援の評価	調整中	調整中	調整中
	ネパール国別評価	アイ・シー・ネット株式会社	西野 桂子 関西学院大学国連・外交統轄センター教授	田中雅子 上智大学総合グローバル学部教授
【政策レベルの評価】 課題別評価	新型コロナウイルス感染症対策支援の評価	調整中	調整中	調整中
【プロジェクトレベル(事業レベル)の評価】 外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価	平成 30 年度対ジブチ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価	株式会社グローバル・グループ21ジャパン	稲田十一 専修大学経済学部教授	